

経済産業省

20170214貿局第1号  
輸出注意事項29第4号  
経済産業省貿易経済協力局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成29年2月22日

経済産業省貿易経済協力局長 寺澤 達也

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、公布の日から施行する。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸出貿易管理令の運用について（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改正後			現 行		
4-2-2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い (1)～(3) (略) (4) 輸出令別表第5第三号については、次により取り扱う。 (イ)～(ハ) (略) (ニ) 輸出令第4条第2項第二号ハに規定する「別表第2の2に掲げる貨物」の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。 <u>なお、表中「アメリカ合衆国通貨〇〇ドルに相当する額を超えるものに限る。」とあるのは、財務大臣が日本銀行において公示する基準外国為替相場及び裁定外国為替相場を用いて円通貨への換算を行うものとする。</u>			4-2-2 輸出令別表第5の解釈及び取扱い (1)～(3) (略) (4) 輸出令別表第5第三号については、次により取り扱う。 (イ)～(ハ) (略) (ニ) 輸出令第4条第2項第二号ハに規定する「別表第2の2に掲げる貨物」の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。		
別表第2の2の号	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等）	別表第2の2の号	貨物名	解釈（対象となる関税率表の番号等）
1～13	(略)	(略)	1～13	(略)	(略)
<u>13の2</u>	<u>つづれ織物（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）</u>	<u>つづれ織物であって、以下の輸出統計品目番号に該当するもの（アメリカ合衆国通貨500ドルに相当する額を超えるものに限る。）に限る。</u> <u>50.07、51.11から51.13まで、5208.49、5209.49、5210.49、5211.49、5212.14、5212.24、5309.19、5309.29、5310.90、53.11、5407.10から5407.30まで、5407.43、5407.53、5407.61、5407.69、5407.73、5407.83、5407.93、5408.10、5408.23、5408.33、5512.19、5512.29、5512.99、551</u>	(新設)		

		<u>3. 31、5513. 39、5514. 30、55. 15、5516. 13、5516. 23、5516. 33、5516. 43、5516. 93、5702. 10、5702. 20、5702. 50、5702. 91、5702. 92、5702. 99、5705. 00、5805. 00、5806. 20から5806. 39まで、5807. 10、5809. 00、59. 01、59. 03、5906. 99、5907. 00、62、63. 01、6302. 31から6302. 39まで、6302. 51から6302. 59まで、6302. 91から6302. 99まで、6303. 91から6303. 99まで、6304. 19、6304. 92から6304. 99まで、63. 07、63. 09に該当するもの</u>	
<u>13の3</u>	<u>磁器製の食卓用品（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）</u>	<u>6911. 10（食卓用品（アメリカ合衆国通貨100ドルに相当する額を超えるものに限る。）に限る。）</u>	(新設)
14～22	(略)	(略)	14～22 (略) (略)
23	乗用自動車及び雪上走行用に特に設計した車両（雪上走行用に特に設計した車両にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）	87. 03（8703. 10は、雪上走行用に特に設計した車両に該当するスノーモービル（アメリカ合衆国通貨2000ドルに相当する額を超えるものに限る。）に限る。）	23 乗用自動車及び雪上走行用に特に設計した車両（雪上走行用に特に設計した車両にあつては、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。） 87. 03（8703. 10は、雪上走行用に特に設計した車両に該当するスノーモービル（アメリカ合衆国通貨2000ドルに相当する額を超えるものに限る。）に限る。） <u>注：アメリカ合衆国通貨表示金額の円通貨への換算は、財務大臣が日本銀行において公示する基準外国為替相場及び裁定外国為替相場を用いて行う</u>

					<u>ものとする。</u>
2 4 ~ 3 3	(略)	(略)	2 4 ~ 3 3	(略)	(略)
(ホ)	(略)		(ホ)	(略)	